住所　大阪府東大阪市荒川１丁目14番17号
金誠一　昭和43年７月11日生
金昌枝　昭和43年12月22日生
金由佳　平成８年11月24日生
金佑哉　平成13年６月17日生
住所　大阪府東大阪市三ノ瀬３丁目４番16号
夫千鶴　昭和59年11月21日生
住所　和歌山市園部1613番地23
李忠和　昭和53年２月24日生
住所　神戸市中央区港島中町３丁目２番地１
金星仁　昭和60年10月１日生
住所　静岡県富士市中野491番地47
李絵美子　昭和50年７月30日生
住所　千葉県市原市北国分寺台１丁目12番地３
李相哲　昭和50年７月15日生
住所　東京都江戸川区篠崎町３丁目９番13―603号
クリスチャン・レイ・パキータ・ヴィラリアル
平成８年12月18日生
住所　東京都八王子市別所１丁目110番地２
傅傑　昭和38年７月２日生
住所　鹿児島県奄美市名瀬長浜町２番16号
ミヨコ・ウェバー　昭和６年３月14日生
住所　札幌市清田区真栄１条２丁目１番６―603号
朴玉年　昭和49年10月８日生
住所　札幌市清田区真栄１条２丁目１番６―603号
朴淑年　昭和53年12月18日生
住所　京都市中京区壬生東土居ノ内町21番地４
高昌彦　昭和32年９月22日生
梁美佐枝　昭和37年５月６日生
高悠樹　平成４年８月８日生
高伸幸　平成６年９月12日生
住所　京都市伏見区横大路下三栖東ノ口36番地14
郭琳　昭和40年５月23日生
王宗起　平成17年４月22日生
住所　大阪府豊中市二葉町１丁目19番36号
包勇　昭和58年５月31日生
住所　さいたま市浦和区北浦和１丁目24番26号
劉燈　昭和57年９月９日生
住所　埼玉県秩父市上影森395番地
崔康夫　昭和29年11月21日生
住所　東京都荒川区南千住４丁目９番７―2311号
アローディア・レンズ・ヴァルデラマ・イトウ
平成８年７月２日生
住所　千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目６番１―203号
李裕一　昭和42年10月29日生
韓美恵　昭和49年３月22日生
李寿人　平成13年５月11日生
住所　東京都北区昭和町２丁目８番10号
趙泰勲　昭和43年12月10日生
趙晋佑　平成15年５月16日生
趙顥祐　平成17年７月25日生
住所　東京都葛飾区堀切８丁目３番20―107号
李牧　昭和63年７月７日生
住所　名古屋市緑区曽根１丁目37番地
卞英華　昭和41年９月17日生
住所　千葉市花見川区犢橋町1516番地
盧蒼真　平成６年11月15日生
住所　群馬県佐波郡玉村町大字角渕585番地19
スージー・タナカ　昭和59年11月12日生
住所　岐阜県本巣郡北方町柱本南１丁目238番地
龐慧平　昭和49年11月14日生
住所　大阪市生野区新今里６丁目３番７号
柳相鉉　昭和31年２月18日生
李典子　昭和34年９月24日生
柳泰百　平成10年５月25日生
住所　滋賀県彦根市平田町1116番地
柳杏澄　平成８年６月25日生
住所　埼玉県川口市大字安行小山534番地８
プオ・ベン・イエン　昭和45年11月10日生
オッツ・スレイ・モン　昭和62年12月20日生
プオ・タイヨウ　平成22年８月11日生
プオ・オウスケ　平成26年12月27日生
住所　東京都台東区千束３丁目２番５号
朴宣映　昭和50年９月６日生
韓由里　昭和51年５月31日生
朴星哉　平成９年２月13日生
朴玲**美**　平成12年９月６日生
住所　愛知県春日井市弥生町２丁目191番地
金康成　昭和49年６月26日生

○外務省告示第三百四十一号

平成二十九年九月二十六日にリアメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が日ジェール共和国政府との間に行われた。

平成二十九年十月六日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　川村裕在ニジェール大使

ニジェール側　ラミドゥ・ウセイニ・サラマトゥ・バラ・ゴガ外務・協力・アフリカ統合・在外ニジェール人副大臣

平成二十九年十月六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三百四十三号

平成二十七年一月二十六日に日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国、ユーゴースラヴィア連邦共和国、セルビア・モンテネグロ及びセルビア共和国との間で締結され、効力を有していた条約その他の国際約束の日本国とコソボ共和国との間における適用関係を確認する次の口上書の交換がコソボ共和国政府との間に行われた。

平成二十九年十月六日

外務大臣　河野　太郎

（在コソボ共和国日本国大使館からコソボ共和国外務省宛て口上書）

J．B．K．　03／2015

（訳文）

在コソボ日本国大使館は、コソボ共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、コソボ共和国が独立を達成する前に日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国、ユーゴースラヴィア連邦共和国、セルビア・モンテネグロ及びセルビア共和国（以下「先行諸国」という。）との間で締結され、効力を有していた条約その他の国際約束について次のとおり認識を有することを外務省に伝達するとともにこの点に関するコソボ共和国の認識を確認することを要請する光栄を有する。

1　日本国と先行諸国との間で締結され、効力を有していた条約その他の国際約束は、日本国とコソボ共和国との間で効力を有する。

ただし、この口上書の付表Ⅰに掲げる国際約束は、日本国とコソボ共和国との間では効力を有する意義を有しないため、日本国とコソボ共和国との間で適用されない。

したがって、日本国と先行諸国との間で締結され、効力を有していた条約その他の国際約束であって、日本国とコソボ共和国との間で適用されるものは、付表Ⅱに掲げるとおりである。

2　付表Ⅱ２及び３に掲げる円借款の供与に関する交換公文において言及されている債務であってユーゴースラヴィア・ナショナル銀行又は先行諸国の居住者である関係債務者が負っているもの（以下「関係債務」と総称する。）は、最終的には、関係債務の償還を確保する責任を負うべき先行諸国関係当事者が関係債務の配分について到達する結論に従って、完全に償還されるべきである。

ただし、コソボ共和国政府は、コソボ共和国に係る一定の債務（関係債務を含む。）の取扱いに関して関係当事者（債権諸国政府の代表者を含む。）が結論に達する場合、その結論に従って関係債務のうちコソボ共和国政府が償還の責任を負うものの償還を確保する。

在コソボ日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてコソボ共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年一月二十六日にウイーンで

付表Ⅰ

1　ユーゴースラヴィア連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とユーゴースラヴィア連邦共和国政府との間の交換公文（二千一年十一月二十七日書簡交換）

2　ベオグラード市公共輸送力復旧計画に関する日本国政府とユーゴースラヴィア連邦共和国政府との間の交換公文（二千二年四月十二日書簡交換）

3　バイナ・バシュタ揚水発電所改修計画に関する日本政府とユーゴースラヴィア連邦共和国政府との間の交換公文（二千二年六月十八日書簡交換）

4　セルビア共和国中核病院医療機材整備計画に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ閣僚評議会との間の交換公文（二千三年四月十五日書簡交換）

5　バイナ・バシュタ揚水発電所改修計画に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ閣僚評議会との間の交換公文（二千三年五月二十七日書簡交換）

6　ベオグラード市上水道整備計画に関する日本国政府とセルビア・モンテネグロ閣僚評議会との間の交換公文（二千五年七月十一日書簡交換）

7　ベオグラード市上水道整備計画に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の交換公文（二千六年十月十八日書簡交換）